

認知症対応型サービス事業開設者研修 現場体験・レポートについて

1 認知症対応型サービス事業開設者研修とは

指定小規模多機能型居宅介護事業者、指定認知症対応型共同生活介護事業者、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者に対して、認知症介護に関する基本的な知識及び認知症対応型サービス事業の運営に必要な知識を修得させるための研修

2 研修内容

研修は、講義・演習形式及び現場体験により行います。

現場体験は、原則として指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所とします。（8時間以上の現場体験とします。）

※ 現場体験実施報告書を提出してください。

《現場体験》

事業者や介護従事者の視点ではなく、利用者の立場から各事業所におけるケアを体験することにより、利用者にとって適切なサービス提供のあり方、サービスの質の確保等について理解する。

3 課題レポート

受講者は、研修（現場体験を含む）の受講を通じ、次の2つの課題についてレポート（2つの課題を合わせてA4用紙5枚（3,600字）程度）を作成し、提出してください。

また、新たに事業を開設する者については、指定申請時に市町村あてにこの課題レポートを提出する必要がありますので、写しを保存してください。

課 題	様 式
①認知症高齢者ケアについて理解したこと ②今後の事業運営に関して取り組みたいこと	レポート様式（別紙参照） ※任意様式可

※レポート様式は岡山県ホームページにも掲載しております。

<https://www.pref.okayama.jp/page/627369.html>

4 修了証書

修了証書は、課題レポートを確認後、12月中旬までに郵送します。

提出期限までに課題レポート、現場体験実施報告書が提出されない場合には、修了証書は発行できません。また、提出されても文字数が少なかったり、あるいは内容が不十分な場合、例えば講義資料の丸写しなどの場合も、修了証書は発行できません。

5 提出先・提出期限等

提出物 ①課題レポート

②現場体験実施報告書

提出先 〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6

岡山県 子ども・福祉部 長寿社会課 長寿社会企画班 行

提出期限 令和7年10月17日（金）必着